

議案審議

ここでは、可決された主な議案や補正予算の主要な事業などについてご紹介します。

12月2日から19日までの18日間の会期で第4回定例会が行われました。条例の一部改正や指定管理者の指定、補正予算など議案27件、そして、陳情8件について審議しました。

条例の一部改正

- 湯沢市地区センター条例の一部改正
須川地区センターの移転に伴い、所要の改正をするもの

- 湯沢市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正
- 湯沢市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正
- 湯沢市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

- 秋田県人事委員会の勧告を参考とした一般職の職員の給与改定と、それに伴い議員及び特別職の期末手当の支給割合等を改正するもの

- 湯沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正
- 児童福祉法の一部改正に伴い、関係する4つの条例について所要の改正をするもの

旧慣使用権の廃止

- 稻川地域下宿集落
砂防事業に伴い、市有地を有償譲渡するため、旧来の慣行による使用権を廃止するもの

指定管理者の指定

- 湯沢市総合体育館等スポーツ施設
指定先／特定非営利活動法人 ゆざわサンマリツツスボーツクラブ（継続）
指定の期間／令和13年3月31日まで
- 祝田児童クラブ、岩崎児童クラブ、湯沢南児童クラブ
指定先／社会福祉法人 湯沢市社会福祉協議会（継続）
指定の期間／令和13年3月31日まで

- ほつと館
指定先／湯沢市雄勝観光協会（継続）
指定の期間／令和11年3月31日まで

- 湯沢市皆瀬水稻育苗施設等農業施設、湯沢市皆瀬農産物処理加工直売施設、湯沢市皆瀬森林総合利用施設等観光施設
指定先／有限会社 皆瀬村活性化センター（継続）
指定の期間／令和11年3月31日まで

- 湯沢市皆瀬地熱利用農産加工所
指定先／皆瀬農産加工所利用組合（継続）
指定の期間／令和13年3月31日まで

- 湯沢市皆瀬農業技術開発研究会（継続）
指定の期間／令和13年3月31日まで

指定管理者の指定期間の変更

- 湯沢市複合公共施設
(指定先／合人社・アクティオ・ヴィアックス運営共同企業体 代表企業 株式会社合人社計画研究所)
・変更理由 建設工期延長に伴い、当該施設の供用開始に合わせ、指定管理者の指定期間を変更するもの

工事請負変更契約の締結

- 湯沢市複合公共施設整備工事
・変更後契約金額
46億8千143万2千383円

- ・変更後の工事期間 令和8年9月30日まで
- ・変更理由 施設の延床面積の増加や子育て支援機能の充実、連絡通路の整備など、当初の要求水準を超えたことによる契約金額の変更。また、事業対象地における地中障害物への対応などにより、工期を延長するもの。

- ・変更理由 施設の延床面積の増加や子育て支援機能の充実、連絡通路の整備など、当初の要求水準を超えたことによる契約金額の変更。また、事業対象地における地中障害物への対応などにより、工期を延長するもの。

指定管理者の指定期間の変更

- 湯沢市稻庭城
指定先／一般社団法人 湯沢市観光物産協会（継続）
指定の期間／令和13年3月31日まで
- 道の駅おがち小町の郷等観光施設
指定先／株式会社 小町の郷（継続）
指定の期間／令和10年3月31日まで

- ・変更後の指定の期間 令和8年10月1日から令和28年3月31日まで
- ・変更理由 建設工期延長に伴い、当該施設の供用開始に合わせ、指定管理者の指定期間を変更するもの